

1 障害者基本法

しょうがいしゃきほんほう

→ p.4 参照

しょうがいしゃせさく すいしん きほんげんそく せさくぜんげん 障害者施策を推進する基本原則、施策全般についての基本的事項を定めた法律。1970(昭和45)年に制定された心身障害者対策基本法が、障害者を取り巻く社会情勢の変化に対応したものにすため1993(平成5)年に改正され、障害者基本法となった。

2 自立生活 (IL)

じりつせいかつ (アイエル)

→ p.12 参照

じりつせいかつ ようご がい 「自立生活」という用語は、アメリカの概念を日本語訳したもので、肉体的あるいは物理的に他人に依存しなければならない重度障害者が、自己決定にもとづいて、主体的な生活を営むことを意味する。IL (Independent Living) ともいわれる。

3 ADL

エーディーエル

→ p.12 参照

Activities of Daily Living の略。「日常生活動作」「日常生活活動」などと訳される。人間が毎日の生活を送るための基本的動作群のことで、食事、更衣、整容、排泄、入浴、移乗、移動などがある。

4 QOL

キューオーエル

→ p.12 参照

Quality of Life の略。「生活の質」「人生の質」「生命の質」などと訳される。一般的な考えは、生活者の満足感・安定感・幸福感を規定している諸要因の質のこと。諸要因の一方に生活者自身の意識構造、もう一方に生活の場の諸環境があると考えられる。

5 マズロー (Maslow, A.H.)

まづろー

→ p.18 参照

アメリカの心理学者。「人間は自己実現に向かって絶えず成長する生きものである」と仮定し、人間の欲求を5段階の階層により理論化したことで知られている。

6 特別養護老人ホーム

とくべつようごろうじんほーむ

→ p.20 参照

ろうじんふくしほう ろうじんふくし しせつ 老人福祉法にもとづく老人福祉施設の1つ。65歳以上の者であって、身体上または精神上いちじるしい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者を入所させて、入浴、排泄、食事などの介護のほか、機能訓練、健康管理および療養上の世話などを行うことを目的とする施設。

7 個別サービス計画

こべつさーびすけいかく

→ p.21 参照

かいごしえんせんもんいん かくせい 介護支援専門員(ケアマネジャー)が作成するケアプラン(居宅サービス計画、施設サービス計画)の目標を実現するために、専門職ごとに立案された、利用者にかかわるより詳細な計画のこと。利用者一人ひとりの状態をふまえ、その人らしい生活をすための援助ができるように、各専門職の視点からアセスメントを行い、課題の解決に向けた目標や具体的な援助の内容・方法を決定する。介護職が立案する個別サービス計画は、介護過程にもとづいて作成するもので、一般に介護計画と呼ばれる。

8 ステレオタイプ

すてれおたいぷ

→ p.27 参照

しゅうだん せいじんぜんげん たい にんち しんねん ある集団の成員全般に対する認知・信念などのこと。実際にはどんな集団でも個人差があり、そのステレオタイプが全員にあてはまることはないが、ステレオタイプが集団の全員にあてはまると考えがちである。

9 権利擁護

けんりようご

→ p.29 参照

しゃかいふくし ぶんや じ こ けんり えんじょ 社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な利用者に代わって、援助者が代理として、その権利の獲得やニーズの充足を行うことをいう。

10 エンパワメント

えんばわめんと

→ p.29 参照

しゃかいてき はいじょ さべつ 社会的に排除されたり、差別されたりしてきたために「能力のない人」とみなされ、自分自身もそう思ってきた人々が、みずからについての自信や信頼を回復し、みずからの問題をみずからが解決することの過程を通して、身体的・心理的・社会的な力を主体的に獲得していくこと。

11 養介護施設従事者等

ようかいごしせつじゅうじしゃとう

→ p.30 参照

ろうじんふくしほう かいご ほけんほう きてい 老人福祉法や介護保険法で規定されている高齢者向けの福祉・介護サービスに従事するすべての職員のこと。高齢者虐待防止法において定義されている。なお、養介護施設とは、老人福祉施設(老人デイサービスセンター、養護老人ホーム、軽費老人ホームなど)、有料老人ホーム、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターをいう。

12 養護者

ようごしゃ

→ p.31 参照

こうれいしゃぎゃくたいぼうしほう こうれいしゃ げん ようご 高齢者虐待防止法では、高齢者を現に養護する者であって、養介護施設従事者等以外のものと定義されている。